平成17年 9月2日

地域整備課 地域事業管理官 北海道開発局 北海道開発局 道路維持課長補佐 殿 各地方整備局 道路管理課長 各地方整備局 地域道路課長 沖縄総合事務局 道路建設課長 沖縄総合事務局 道路管理課長 保全グループリーダー 日本道路公団管理事業統括部 殿 保全企画課長 保全企画課長 首都高速道路公団保全施設部 殿 阪神高速道路公団保全施設部 殿 本州四国連絡橋公団保全部 保全企画課長 殿

> 国土交通省道路局 国道・防災課 国道・防災課 高速国道課 地方道・環境課 地方道・環境課

課長補佐 近藤 課長補佐 原田昌直 課長補佐 見坂茂範 課長補佐 吉田秀範 道路環境調査室 課長補佐 島本和仁

有料道路課 有料道路課

高松 課長補佐 諭 課長補佐 松井保幸

## アスベスト含有舗装の追加調査の実施について(依頼)

8月5日付事務連絡「道路舗装におけるアスベストの使用事例の把握について(依頼)」 にご協力いただきありがとうございました。

8月29日に「第1回道路施設アスベスト対策検討委員会」が開催され、アスベ スト含有舗装について、調査内容・範囲を拡大して調査を実施することとされました。 つきましては、下記及び別添の調査要領に従い、アスベスト含有舗装の実績の調査をお 願いします。

なお、今回の調査対象道路は、国道、都道府県道、市町村道、公団管理道路を対象とし 貴管下各都道府県(地方道路公社分含む)、各市町村にも確認の上、報告を御 願いします。

記

1.調査内容

別添の調査要領に従い、アスベスト含有舗装を施工した事例の報告。本施工、試験施 工を問わない。

対象は、国道、 都道府県道、市町村道、公団管理道路。

これまでに報告のあった16事例については報告対象外とする。 前回調査時において、既に要領に定める調査を実施している場合は、その分の調査は 今回調査では省略できる。

- 2.報告方法 ・別添様式1

  - ・別添様式1,2に記入の上、別途参考資料がある場合は添付し、メールにて報告。 ・参考資料が大量の場合は郵送でも可。その場合は、別添様式はメールにて提出。 その際参考資料を別途郵送する旨を報告のこと。 ・また、別添の項目が全て埋まらなくても可。把握できた内容について可能な限り
  - ・また、別添の項目が全て埋まらなくても可。 把握でさた内谷について可能な内容 詳細に記述のこと。 ・報告に当たっては、各整備局等毎に各都道府県、市町村分を取りまとめの上提出。

平成17年9月14日(水)17:00

4.問合せ先・報告先

国土交通省道路局地方道・環境課 道路環境調査室

課長補佐 島本 (マイクロ:38232) 電話:03-5253-8497 FAX : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 2 2

E-mail:shimamoto-k2ys@mlit.go.jp

5.参考URL:http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/asbestos/index.html

## 別添 調査要領

1.目的

道路舗装へのアスベスト使用の実績の確認 使用実績がある場合は、場所の特定

- 2.調査要領
- 2.1 文献等による調査
- 1)過去の工事記録の確認

S40~55年頃の工事記録などにおいて、「アスベスト」や「石綿」といったキーワードが入ったものがないか確認

- 2) インターネット上で利用可能な文献検索サービスなどの活用
  - 例)JICST(日本科学技術情報センター、有料)など
- 2.2 ヒアリングによる調査
- 1)道路管理者へのヒアリング

各自治体の道路建設、道路管理に係る課の現在の担当者ならびに S40~55 年頃に担当していた職員もしくは OB に対して、使用の有無をヒアリング使用実績がある場合には、過去の施工記録などを元にできるだけ詳細に場所を特定

2)施工業者へのヒアリング

以下のいずれかに対して、使用実績の有無をヒアリング 各自治体が存する地域の舗装協会 支部などの業界団体 各自治体において施工実績の多い上位2~3社

3) アスファルト合材製造者に対するヒアリング

以下のいずれかに対して、使用実績の有無をヒアリング

各自治体が存する地域のアスファルト合材協会 支部などの業界団体 各自治体内の2~3社で、分かれば各自治体で利用実績の多いプラント

## 3. 留意点

- ・ 工事記録については、記録が残されている範囲で工事名等から判断するとよい(アス ベストを混入した試験舗装として特別な工事名としている可能性が高いため)
- ・ 文献検索サービスについては、すでに土木研究所において JICST でキーワードを「石綿」、「アスベスト」、「舗装」として実施しているため、その他有効と思われる文献検索システムやキーワードがあれば、適宜実施する
- ・ ヒアリングでは情報の漏れを無くすため、<u>上記2.21)~3)についてはすべて</u> 網羅する
- ・ 自治体間で重複する業者にヒアリングを行う場合もあると推測されるが、確実に情報 を収集するために、敢えて重複は避けない(他の自治体と調整する必要はない)
- ・ 8月5日付事務連絡「道路舗装におけるアスベストの使用事例の把握について(依頼)」の調査時に既に実施した文献調査、ヒアリング相手への調査は実施しなくてよい。